

平成28年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年3月3日（木）

議 事 日 程（第1号）

平成28年3月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 1 号 常陸太田市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市茨城県北地域の教育旅行推進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市行政不服審査法に基づく書面等の交付に係る手数料の額を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市道の駅ひたちおおたの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 常陸太田市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 12 号 常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について
- 議案第 13 号 常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

- 議案第 17 号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 18 号 常陸太田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第 20 号 常陸太田市用品調達基金条例の廃止について
- 議案第 21 号 水郡線谷河原・常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第 22 号 平成 27 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 23 号 平成 27 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 24 号 平成 27 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 25 号 平成 27 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 27 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 27 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 28 号 平成 27 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 29 号 平成 27 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 30 号 平成 28 年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第 31 号 平成 28 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 28 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 28 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 28 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 28 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 28 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 28 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 28 年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第 39 号 平成 28 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号（報告案件説明）
- 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 2 1 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 2 2 号ないし議案第 2 9 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 6 議案第 3 0 号ないし議案第 3 9 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

1 1 番	深 谷 秀 峰 議 長	1 0 番	菊 池 伸 也 副議長
1 番	諏 訪 一 則 議 員	3 番	藤 田 謙 二 議 員
5 番	木 村 郁 郎 議 員	6 番	深 谷 渉 議 員
8 番	平 山 晶 邦 議 員	9 番	益 子 慎 哉 議 員
1 2 番	高 星 勝 幸 議 員	1 3 番	成 井 小太郎 議 員
1 4 番	茅 根 猛 議 員	1 5 番	福 地 正 文 議 員
1 6 番	川 又 照 雄 議 員	1 7 番	後 藤 守 議 員
1 8 番	黒 沢 義 久 議 員	1 9 番	高 木 将 議 員

欠席議員

2 0 番	宇 野 隆 子 議 員
-------	-------------

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	植 木 宏 総 務 部 長
加 瀬 智 明 政策企画部長	檜 村 浩 治 市民生活部長
西 野 千 里 保健福祉部長	滑 川 裕 農 政 部 長
山 崎 修 一 商工観光部長	生田目 好 美 建 設 部 長
斎 藤 広 美 会 計 管 理 者	井 坂 光 利 上下水道部長
江 幡 正 紀 消 防 長	菊 池 武 教 育 次 長
関 正 美 農業委員会事務局長	鈴 木 淳 秘 書 課 長
笹 川 雅 之 総 務 課 長	大和田 隆 監 査 委 員

事務局職員出席者

宇 野 智 明 事 務 局 長	榎 一 行 事 務 局 次 長
鴨志田 智 宏 議 事 係 長	

午前 1 0 時開会

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。20番宇野隆子議員、以上1名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○深谷秀峰議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

9番 益子慎哉議員 19番 高木将議員
両名を指名いたします。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る1月26日、神栖市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会、第2回議員研修会の議員派遣を12月議会で議決いたしておりましたが、報告については2月19日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、総務、文教民生、産業建設の各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務調査報告書が議長宛に提出されております。なお、報告書につきましては事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成27年常陸太田市事務に関する説明書が配付されておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成27年12月及び平成28年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、1月7日付で、大阪府東大阪市六万寺町3-12-33、藤本久美子氏から、軽度外傷性脳損傷・脳震盪の周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情書がお手元に配付しておりますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長 大久保 太一君 副市長 宮田 達夫君
教育長 中原 一博君 総務部長 植木 宏君

政策企画部長	加瀬 智 明 君	市民生活部長	檜 村 浩 治 君
保健福祉部長	西 野 千 里 君	農 政 部 長	滑 川 裕 君
商工観光部長	山 崎 修 一 君	建 設 部 長	生田目 好 美 君
会 計 管 理 者	斎 藤 広 美 君	上下水道部長	井 坂 光 利 君
消 防 長	江 幡 正 紀 君	教 育 次 長	菊 池 武 君
農業委員会事務局長	関 正 美 君	秘 書 課 長	鈴 木 淳 君
総 務 課 長	笹 川 雅 之 君	監 査 委 員	大和田 隆 君

以上、１８名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第１ 会期の決定

○深谷秀峰議長 日程第１，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から３月１８日まで１６日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月１８日まで１６日間と決定いたしました。

日程第２ 施政方針説明

○深谷秀峰議長 次、日程第２，平成２８年度施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。本日、平成２８年第１回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、平成２８年度の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、私の市政運営に関する基本的な考え方と新年度における主要な施策を申し上げ、議員並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、国においては一昨年、地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことを目的として、まち・ひと・しごと総合戦略等を策定し、昨年からさまざまな施策に取り組んでおります。地方においても、国と一体となって取り組むため、地方版総合戦略等の策定が求められ、本市は昨年１２月に策定いたしました。本市の総合戦略は、これまで先進的に進めてまいりました子育て支援を最重要施策に位置づけるとともに、結婚・出産・子育て

まで切れ目のない支援、商業環境や住環境の整備による安定した雇用の創出等を基本目標に、持続可能な常陸太田市の実現を目指してまいります。また、事業の実施内容と効果の面から、まち・ひと・しごと創生有識者会議による検証・検討を行いながら目標達成を目指してまいります。

先月、平成27年国勢調査の速報値が発表されました。残念ながら、5年前の調査から、当市におきまして3,924人の人口減少となっており、これから先も減少すると予測しております。今後、総合戦略等のさまざまな計画に基づき、より一層の子育て支援及び定住促進等の施策を地道に進め、少子化・人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

また、第5次総合計画後期計画も最終年度となることから、引き続き持続可能で自立したまちづくりを目指すため、市民の皆様の意見をいただきながら、平成29年度から今後10年間のまちづくり及び行政運営の指針となる第6次総合計画の策定を進め、新たな発想と創意工夫により、市民の誰もが住んでよかったと思えるまちを目指してまいります。

以上、平成28年度の市政運営に当たり、基本的な考えを申し述べさせていただきました。

続きまして、平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、本市の財政が引き続き厳しい状況に置かれていること、地方交付税の合併算定がえによる増額分の減額が始まっていることを十分認識しつつ、第5次総合計画の総仕上げを行うためにも、後期基本計画に掲げる6つの重点戦略のうち、特にストップ少子化・若者定住戦略と地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり戦略に係る施策、並びに地方創生に向けた具体的施策を本格的に推進する年として、総合戦略及び少子化・人口減少対策アクションプランに位置づけられた施策へ重点的に予算の配分を行いました。

一般会計の予算規模につきましては、道の駅ひたちおおたの建物整備、あるいは金砂郷中学校の校舎建設の完了等により、対前年度比4.3%減の226億5,000万円といたしました。事務事業の見直しを進め、国庫支出金や有利な地方債などを活用するとともに、これまで積み立ててきた財政調整基金から3億8,000万円の繰り入れを行い、新年度予算の編成に当たったものでございます。

また、7つの特別会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計を合わせますと、前年度比2.6%減の395億2,882万6,000円の予算規模となっております。

続きまして、主要な施策について、第5次総合計画後期計画の6つの重点戦略に基づきご説明申し上げます。

重点戦略の1つ目は、ストップ少子化・若者定住であります。

子育て家庭への支援につきましては、昨年までの事業を継続するとともに、新たに小中学校の給食費減額や出産1か月後の産婦・乳児健診費助成制度を創設、さらにインフルエンザ予防接種費用の一部助成を中学生から高校生までに拡充するなど、これまで以上に子育て世代の経済的負担軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、昨年スタートした常陸太田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上などを図るとともに、里美地区において幼児教育・保育を総合的に提供できる幼保連携型認定こども園のさとみこども園を4月から開園し、保護者

の多様なニーズに応えてまいります。

若者定住につきましても、昨年までの事業を継続するとともに、新たに市の奨学資金を活用し就学した者のうち、市内に居住・就業する者に対して奨学金返還金に対する助成制度を創設、さらに新婚家庭家賃助成に国の支援制度を活用した低所得者新婚家庭に対する支援を拡充いたします。また、移住・定住相談室を中心に、本市での暮らしを紹介するとともに、体験ツアーを実施するなどU I Jターンを促進することにより、定住人口の拡大に努めてまいります。そのため、U I Jターンや定住に向けての情報などを中心に、市のセールスポイント、観光誘客に向けた情報発信など市全体の広報戦略を定め、的確な情報の発信を行ってまいります。

結婚支援につきましては、結婚推進支援員の設置や結婚相談センターY O U愛ネットでの相談体制を拡充するとともに、いばらき出会いサポートセンター等と連携した事業に取り組んでまいります。また、結婚に前向きに取り組むためのセミナーや、より参加しやすい交流会なども実施してまいります。

企業誘致と雇用の場の確保につきましては、工業団地や廃校跡地等への企業誘致を継続して進めるとともに、ビジネスチャレンジ応援事業など、企業経営強化支援の事業を推進してまいります。また、U I Jターン者等の起業・創業のための支援や雇用創出のための事業拡大を図るとともに、合同就職面接会の開催や新たにU I Jターン者就労奨励金、市民新規雇用奨励金を創設するなど、市内就業の機会創出を図ってまいります。

市街地の活性化につきましては、国道349号バイパス西側区域を、仮称ですが東部東地区土地地区画整理事業として推進し、若者の定住や交流人口の拡大に向けて、商業施設の立地や雇用の場の確保など都市機能の集約を図り、魅力ある市街地づくりに努めてまいります。

重点戦略の2つ目は、ふるさとの未来を託す人づくり・コミュニティづくりであります。

魅力ある学校づくりにつきましては、次代を担う子どもたちが地域や郷土への愛着や誇りを持ち、児童生徒一人ひとりが自分の夢に向かって力強く進んでいくことができるよう、本市教育の重点である夢育をさらに推進し、学校・家庭・地域が一体となって、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めてまいります。また、学校施設においては、金砂郷中学校の校舎が昨年9月に完成しましたが、引き続き旧校舎の解体や体育館の改築を進めるとともに、児童生徒数の減少が見込まれる中で学校の適正な規模を確保し、教育環境の質的な充実を図るため、学校施設検討協議会の意見を基に実施計画を作成し、学校の規模、配置の適正化を進めてまいります。

児童生徒の豊かな心の育成につきましては、これまで推進してきた教育を核とし、人権教育や道徳教育をさらに充実させて、自分に打ち勝つ強い心と思いやりの心をもった児童生徒の育成に努めてまいります。

郷土への愛着心の育成につきましては、エコミュージアム活動により、魅力ある自然や歴史・文化などの多種多様な地域資源を地元学の手法により掘り起こし、郷土への誇りや愛着心の育成を図り、継続的に元気な地域づくり・コミュニティの絆づくりを進められるよう推進を強化してまいります。

生涯学習面につきましては、これまでの施策を継続するとともに、青少年の社会参加へのさら

なる意識の醸成を図るべく、新年度、少年の主張茨城県大会を本市において開催いたします。また、市民の芸術・文化活動を活性化させるため、文化団体の活動を支援するとともに、各種文化事業を実施し、地域の文化向上に寄与してまいります。

新たなコミュニティ組織につきましては、町会を初めとする地域の各種団体が連携をしながら自治活動を行う地域コミュニティの設立を推進するとともに、地域コミュニティに対する市の支援、連携について整理を進め、地域活動の維持、活性化を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、平成31年度に開催が予定されております茨城国体に向け全庁を挙げて取り組む必要があることから、企画課内に国体準備室（仮称）を設置して実施体制の整備を図るとともに、ソフトボール競技会場としての施設整備を進めてまいります。また、市民が健康で楽しくスポーツができるように、引き続きラジオ体操の普及推進や各種スポーツ大会並びに教室を開催してまいります。

重点戦略3つ目は、災害にみんなで備える安全・安心なまちづくりであります。

大きな被害をもたらした東日本大震災から間もなく5年が経過いたしますが、この震災を教訓に、引き続き災害に備える地域防災の強化を図るため、地域における防災訓練の実施を促進するとともに、リーダー研修会を継続して開催するなど、自主防災体制の強化に努めてまいります。

なお、震災による被災者支援として、平成23年度から実施している市単独事業の東日本大震災被害対策支援金等支給事業につきましては、国の被災者生活再建支援金の支給が延長されたことに鑑み、さらに1年間延長することといたしました。また、土砂災害ハザードマップを水府地区及び里美地区について改訂し、災害発生の緊急時に地域住民が迅速に対応できるように地域防災体制を整備してまいります。

消防体制につきましては、年々増加する救急需要に対応するため、救急救命士の養成を継続するとともに、市内医療機関からの寄贈により、北消防署里美出張所の高規格救急自動車の更新を行い救命率の向上に努めてまいります。また、消防団の装備につきましては、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ積載車1台の更新をするるとともに、団員の個人装備の充実を図ってまいります。

防災拠点である市役所本庁舎につきましては、建築後37年が経過しており、その間には耐震補強を実施したところですが、防水・給排水設備等の老朽化が進んでおり、今後長寿命化を図るとともに、さらに防災拠点として誰もが利用しやすい施設への改修も必要であることから、改修を効果的かつ効率的に実施するため、庁舎改修計画を策定いたします。

災害に強い社会生活基盤の整備につきましては、各町会から要望をいただいている生活道路を中心に、緊急車両等が通行できるよう改良舗装等の整備を進めてまいります。また、上下水道事業につきましては、水道事業において安定給水を図るため、老朽施設の更新並びに老朽配水管の耐震化を進めるとともに、生活排水対策において市民の快適な生活環境づくりと河川等の水質保全を図るため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、あるいは市が設置管理を行う戸別合併浄化槽など、地域に適した効率的な整備を進めてまいります。

安全・安心なまちづくりににつきましては、地域や関係機関と連携し、交通安全と防犯への取り

組みを進めるとともに、空き地、空き家の適切な管理を促進し、生活環境の保全を図ってまいります。また、消費者安全の確保については、消費者生活センターの組織強化を図り、被害者となしやすい高齢者などへの対策や関係機関との連携に努めるなど、継続的な取り組みを行ってまいります。

環境型社会の構築につきましては、第2次環境基本計画に基づき、資源ごみの無料回収を推進し、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目指すために、23分別回収を継続するとともに、ごみ搬出が困難な高齢者世帯へは、地域と連携して支援を進めてまいります。また、太陽光発電設備や高効率給湯器を設置する世帯への設置補助を継続し、省エネルギー、再生可能エネルギーの普及を促進してまいります。

重点戦略の4つ目は、地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくりであります。

農林畜産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の好循環に向け整備を進めている道の駅ひたちおおたにつきましては、本年7月のオープンを目指し整備を進めてまいります。オープン後は所期の目的を達成できるよう、経営団体となる本年1月に設立した第三セクター常陸太田産業振興株式会社と連携し、多くの皆様方にご利用いただけるよう各種事業に取り組むとともに、防災機能を有する施設として地域防災の一翼を担ってまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、町屋地区圃場整備事業の早期完了に努めるとともに、各種土地改良事業を促進してまいります。また、生産面では、米生産農家の所得維持に向け、引き続き国の制度に加え、市単独事業による飼料用米等の生産拡大や農業生産法人との連携による畑作物の振興を図るとともに、農村環境の維持確保に向け、中山間地域等直接支払事業、あるいは多面的機能支払事業による活動を支援してまいります。

有害鳥獣被害につきましては、農作物被害を軽減し生産者の生産意欲を維持するため、各町会及び有害鳥獣捕獲隊との連携による捕獲を実施するとともに、引き続きわな猟免許取得助成等の事業を行ってまいります。

担い手づくりにつきましては、将来の地域農業の担い手となる人材として、新規就農者や定年帰農者及び女性農業者などの多様な担い手の育成に取り組むとともに、農業による定着を目指す地域おこし協力隊の拡充に努めてまいります。また、現在地域農業の中心を担う人・農地プランによる担い手等へさらなる生産拡大に向け、機械・施設等の支援を行ってまいります。さらには、今年度新たに制度化がされた農地利用最適化推進委員を活用した担い手への農地集約に向け、農業委員会との連携を図ってまいります。

林業の振興につきましては、森林の有する多面的な機能が十分発揮できるよう森林環境保全及び地域産材の幅広い利活用の推進に努めるとともに、県の森林湖沼環境税を活用した森林間伐や作業専用道の整備に加え、本年2月に締結した常陸太田地域森林整備推進協定により民有林と国有林の連携による地域一帯化を進め、林業基盤づくりに努めてまいります。

常陸太田ブランドの創出につきましては、関係機関等と連携しながら、主要農産物である米、常陸秋そば、果樹等の品質と生産性の向上を促進するとともに、知名度の向上と海外を含めた新たな販路の開拓、付加価値を高めた販売や観光果樹園への誘客促進等を積極的に進めてまいりま

す。また6次産業化を進め、地場産物を活用した新たな加工品、あるいはセット商品の開発を促進し、特産品認証制度による有利販売やインターネットを活用した販売促進を積極的に進めてまいります。さらにT P Pへの対策として、長中期的な影響緩和に向け国等の施策を注視し、農業者への新たな支援策を積極的に導入していくとともに、従来から実施する生産や販売にかかわる農業施策を総合的に実施してまいります。

来年の3月に県酪連より返還となる里美共同模範牧場につきましては、財産区及び地域と連携し、地域振興の核となるようその有効活用に向けた計画を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、市民生活の支援と商工業の活性化を図るため、販売方法等の改善を図りプレミアム付商品券を発行してまいります。

観光の振興につきましては、道の駅ひたちおおた、西山荘及び竜神大吊橋等を活用した観光客の拡大と地域経済の活性化を図るため、観光バス代やレンタカー利用の支援及びプレミアム付旅行券や観光施設の共通入場券を発行するとともに、各種祭り、イベント等と連携し、経済効果のある誘客を促進してまいります。また、W i - F i等の通信環境整備による市観光物産協会のウェブサイトを活用や多言語表示の推進による情報発信を行うとともに、観光事業者等の接遇研修会の開催など、訪れてよかった、また来たいと感じてもらえるよう、受け入れ体制の整備や人材育成など、おもてなし対応の充実を図ってまいります。

交流活動の充実につきましては、県北6市町で実施している体験型教育旅行を本年4月より市観光物産協会が引き継ぐことから、受け入れ農家の拡充を図り、インバウンドを含めた小中学校及び高等学校等の教育旅行を積極的に誘致してまいります。

また、本年9月から11月にかけて県北6市町を舞台に国内外アーティストが芸術作品を創作・展示する県北芸術祭が開催されます。この芸術祭は、アートを通じた県北地域の活性化を主な目的として開催されるものであり、たくさんの方々が当市を訪れることが見込まれるため、この機会を通して本市のイメージアップと交流人口の拡大、地場産品の知名度向上と消費拡大等の効果を得るため、茨城県及び関係機関並びに市民の皆様と連携を図りながら準備を進めてまいります。

歴史資源の保存、活用につきましては、西山荘が県内では92年ぶりに全国でも18番目の国指定史跡及び名勝へ指定されたことにより、保存活用計画の策定に着手するとともに、指定文化財の集中曝涼、あるいは郷土資料館での企画展などを通して文化財保護意識の啓発と有効活用に努めてまいります。

重点戦略の5つ目は、地域で支え合う、いきいき健康・福祉の環境づくりであります。

市民主役の健康づくりにつきましては、昨年策定した市民の健康づくりの指針である健康増進計画に基づき、当市の健康課題である生活習慣病の予防に向けて、食事や運動など市民一人ひとりが日常生活の中で実践できる健康づくりを推進、特に高齢者が自ら取り組む健康づくりをより一層推進するため、シルバーリハビリ体操指導士の増員を図り、いきいきヘルス体操の未実施地域において普及促進するなど、健康寿命の延伸を図ってまいります。また、過疎地域における民間診療所及び歯科診療所の医療機器等の整備に要する経費を助成するなど、身近な地域医療体制

の強化を図ってまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度につきましては、引き続き特定健診などの受診率向上を図るとともに、人間ドックの健診機関を拡充し、疾病の早期発見と早期治療をより一層進めてまいります。また、データヘルス計画に基づく地域の健康課題に対応した生活習慣などの改善を図るため、保健指導等を強化して医療費の適正化に努めてまいります。

介護保険及び高齢者福祉につきましては、引き続き高齢者が住みなれた自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、その中核となる地域包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

一億総活躍社会の実現や所得全体の底上げを図る観点から実施される年金生活者等支援臨時福祉交付金や昨年に続いて実施される臨時福祉給付金につきましては、迅速かつ的確な周知、支給に努めてまいります。

生活保護につきましては、最低生活の保障と自立助長を図るとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業等各種サービスの推進により、生活保護に至る前の自立支援の一層の充実を図ってまいります。

障害福祉につきましては、平成28年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることに伴い、市職員が障害者差別に対して適切に対応するための職員対応要領を早急に定めるとともに、市民や各種事業者に対して法の理念や趣旨を的確に周知し、共生社会の実現に努めてまいります。

重点戦略の6つ目は、市民生活を支える公共交通ネットワークづくりであります。

公共交通の維持確保と利用促進等につきましては、現在、本市の抱える公共交通に関する課題の解決を図り、市民が日常の足として利用しやすい公共交通とするため、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定を進めているところです。本年10月には、これら計画に基づく公共交通の再編を実施し、本市のまちづくりとも連携した効率的かつ持続可能な公共交通として再構築してまいります。また、JR水郡線の太田線を本市の基幹交通として維持存続していくため、多くの市民や地域団体の協力をいただきながら、県及び沿線自治体と緊密な連絡提携により、利用促進の取り組みを進めてまいります。

道路の整備につきましては、安全・安心な交通ネットワークを確保するため、国・県などの関係機関と連携を図りながら、国道349号バイパスの幸久大橋を含む4車線化工事をはじめ、国道293号常陸太田東バイパス、国道461号、県道日立笠間線及び県道下土木内常陸太田線などの国・県道の整備促進を図ってまいります。また、通勤・通学・通院・買い物といった市民生活の利便性が向上するよう新宿天神林線や高柿千寿線等をはじめとする幹線市道の整備を計画的に進めてまいります。

次に、まちづくりを推進するための行政力改革の取り組みについてであります。

市民協働のまちづくりにつきましては、地域における課題の解決や活性化に向けた活動に対する支援を継続して実施するとともに、これらの活動の情報提供等を図ることで、相互の連携に繋

げてまいります。また、地域活動の拠点となる集会施設の整備、備品等の貸し出しや市民活動保険制度による支援を実施してまいります。

職員につきましては、引き続き国や県、さらに民間企業への実務研修生として派遣、階層別研修、実務・教養研修等を通して、職員の資質及び能力の向上に努めてまいります。また、衛生委員会及び職場安全会議の協議に基づき、新たに制度化されたストレスチェックやメンタルヘルス研修等を行いながら、職場の安全、衛生面の向上を図ってまいります。なお、職員数につきましては、再任用の動向を踏まえつつ、引き続き適正化を図ってまいります。

財政運営につきましては、健全な財政運営を維持するため、引き続き事務事業の見直しなどによる経費削減や合理化を進めるとともに、安定的な自主財源を確保するため、市税や各種使用料などの徴収率向上に努めてまいります。

広報・広聴活動につきましては、行政情報を迅速かつ正確に、またわかりやすく伝えるため、広報紙の内容充実を図るとともに、市内外やさまざまな年代のより多くの方にも市の情報や魅力を広く伝えるため、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどのソーシャルメディア、メール一斉配信、さらにはスマートフォン等を活用いたしまして、広報紙の電子書籍サービスなど積極的な情報発信を図ってまいります。

計画の適切な進行管理と評価による行政経営につきましては、事務事業のPDCAのマネジメントサイクルにより、効果的かつ効率的な行財政運営に努めてまいります。

公共施設等の管理運営につきましては、公共施設白書で把握した今後の公共施設の方向性等を基本に、今年度中に整備した固定資産台帳を活用いたしまして、建物系公共施設に加えて道路・上下水道等のインフラ資産等を含めた市内全ての公共施設を対象として、効果的かつ効率的な管理運営を行うため、今後10年以上に及ぶ公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な市の方針を定める公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

以上、平成28年度の市政運営に係る基本的な考え方と当初予算の概要並びに主要な施策について申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案は40件でございます。専決処分の報告1件、条例の制定6件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、工事委託変更契約の締結1件、平成27年度補正予算8件、平成28年度当初予算10件でございます。なお、会期中に公の施設に係る指定管理者の指定1件、地方創生加速化交付金に係る平成27年度補正予算1件、人事案件20件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長よりご説明をさせていただきますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり承認・可決・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第3 報告第1号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市

市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の１ページをお開き願います。報告第１号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。２ページに専決処分書の写しがございますけれども、市税条例における個人番号の取り扱いについてでございます。国の新たな方針によりまして、申告後における関連して提出する書類には、個人番号の記載が不要となりましたことから、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を昨年１２月２５日に専決処分させていただきました。

恐れ入りますが、４ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明いたします。

現行の改正条文第１条中第３１条第２項第１号から「個人番号」を削除し、個人住民税の減免申請の際に個人番号を不要としたものでございます。同じく第１１条の３からも「個人番号」を削除し、特別土地保有税の減免申請の際にも個人番号を不要としたものでございます。

恐れ入りますが、３ページにお戻り願います。附則でございますが、施行日は平成２７年１２月２６日からとするものでございます。

報告案件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第４ 議案第１号ないし議案第２１号

○深谷秀峰議長 次、日程第４、議案第１号常陸太田市行政不服審査会条例の制定について、議案第２号常陸太田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、議案第３号常陸太田市茨城県北地域の教育旅行推進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第４号常陸太田市行政不服審査法に基づく書面等の交付に係る手数料の額を定める条例の制定について、議案第５号常陸太田市道の駅ひたちおおたの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第６号常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第７号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の一部改正について、議案第８号常陸太田市職員の再任用に関する条例の一部改正について、議案第９号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第１０号常陸太田市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第１１号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第１２号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、議案第１３号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について、議案第１４号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第１５号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第１６号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第１７号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第１８号常陸太田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第１９号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第 20 号常陸太田市用品調達基金条例の廃止について、議案第 21 号水郡線谷河原・常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の変更契約の締結について、以上 21 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開き願います。議案第 1 号は、常陸太田市行政不服審査会条例の制定についてでございます。「行政不服審査法」が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、常陸太田市行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。なお、本法律の施行に伴いまして、議案第 4 号及び議案第 19 号につきましても関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、15 ページをお開き願います。議案第 4 号は、常陸太田市行政不服審査法に基づく書面等の交付に係る手数料の額を定める条例の制定についてでございます。同法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、書面等の交付に係る手数料の額等に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

続きまして、130 ページをお開き願います。議案第 19 号は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてでございます。「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市におきましても関係条例の整備を行うものでございます。

以上、3 議案につきまして、お配りしました資料により一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 1 号、第 4 号及び第 19 号資料の 2 の 1 をごらん願います。

まず、今回の法改正の概要でございます。（1）でございますが、行政処分に対する住民などからの不服申し立てに係る手続の「審査請求と異議申し立て」を新たに「審査請求」に一元化するものでございます。

中ほどの現行の図をごらん願います。左側の図は、不服申し立ての手続のうち審査請求の手続で、処分庁に県などの行政上級庁がある場合でございます。処分庁として市が下した処分に対し住民が県など審査庁に対し審査請求を行い、処分庁からの弁明を受け審査庁が決裁をいたします。一方右側の図は、不服申し立ての手続のうち異議申し立ての手続で、処分庁に行政上級庁がない、いわゆる事業等が市で完結する場合でございます。処分庁として市が下した処分に対し、処分庁である市に対し住民が異議申し立てをし、住民に対し異議申し立てに係る処分の決定を行ってまいりました。

続きまして下の図、改正後をごらん願います。処分庁が審査庁の役割を兼ねる現行の異議申し立ては廃止となり、審査請求制度に一元化されます。新しい審査請求では、右上の囲みの部分ですけれども、審査庁において職員のうち処分に関与しない審議員が住民、行政、両者の主張を公正に審議し、決裁案を作成し審査庁に報告いたします。さらに審査庁は、左側になりますけれども

も、決裁案を外部有識者からなる第三者機関に諮問し、公平性を確保することとなりました。この行政不服審査会の設置条例が議案第1号でございます。

上に戻りまして、改正概要の(4)をごらん願います。新しい審査請求制度では、住民が証拠書類のコピーを求めることができるなど、審議手続における審査請求人の権利の拡充について規定しております。このコピー等の交付手続を定める条例が議案第4号でございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の2枚目をごらん願います。左側1の常陸太田市行政不服審査会条例の制定内容でございます。第1条は審査会の設置について、第2条は審査会を委員5人以内で組織すること、第3条は外部有識者は事件ごとに市長が委嘱すること、第4条は会長及び副会長の設置について、第5条は会議の招集方法や委員の過半数の出席により会議が開催されること、第6条は審査会の庶務を総務課において処理すること、第7条は委任規定、第8条は罰則規定でございます。情報を漏洩した者は1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処することとしております。

最後に附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、2の「常陸太田市行政不服審査法」に基づく書面等の交付に係る手数料の額を定める条例の制定内容をごらん願います。

第1条は趣旨説明、第2条は手数料の額についての規定でございます。第1号でございますが、交付に係る手数料の額は、A3判までの大きさで白黒の片面印刷の物は、用紙1枚につき10円、カラーの片面印刷の物は、用紙1枚につき30円といたします。両面印刷の物は2枚分として手数料を算定いたします。第2号は電子メールによる交付でございますが、白黒及びカラー印刷にかかわらず、片面1枚につき10円で算出した額によるものといたします。

右側でございます。第3条は、手数料の減免についての規定でございます。経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として減免することができる規定でございます。第4条及び第5条は、準用規程でございます。再審査請求及び行政不服審査会における手続は、手数料の額及び手数料の減免に係る規定を読みかえて準用するものでございます。第6条は委任規定。

最後に附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、3の「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容をごらん願います。

1の一部改正となる条例は記載の7つでございます。

2は新たな条項で4点ございます。(1)は、審議員による審理を適用除外とする規定でございます。情報公開、個人情報保護審査会委員会のように、外部有識者を構成員とする組織につきましては、審理の公正性が既に確保されているものとみなし、審議員による審理を適用除外とするものでございます。(2)は、行政不服審査会に提出された審査資料を審査請求人に送付する規定でございます。(3)は、行政不服審査会の委員報酬に係る規定でございます。委員の報酬日額について、会長を6,000円、委員を5,400円とするものでございます。(4)は、固定

審査評価審査委員会での書面審理において、インターネットを使用して弁明書を提出できる規定でございます。

大きな3は字句の整理でございます。それぞれの条で、「不服申し立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に整理いたしました。

最後に附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第1号、議案第4号、議案第19号につきましては以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

8ページをお開き願います。議案第2号は、常陸太田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、「消費者安全法」の一部が改正され、これまで規則で定めておりました消費生活センターの設置等につきましては、条例で定めるため本条例を制定するものでございます。

9ページをお開き願います。第1条は、趣旨といたしまして、「消費者安全法」の規定に基づきセンターの組織及び運営並びに情報の安全管理について定めるものでございます。第2条は、名称を常陸太田市消費生活センターとし、位置は市役所本庁舎内とするものでございます。第3条では、センターへの職員の配置について、第4条では、相談員は消費生活相談員資格試験合格とするなど、法律などに規定する要件を満たす者を配置することとしております。第5条は、相談員の人材と処遇の確保について規定するものです。第6条は、センター職員の資質向上の機会確保について、第7条は情報の適切な管理のための措置について規定しております。

10ページをお開き願います。第8条は、規則への委任。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

なお、参考といたしまして、11ページに常陸太田市消費生活センターの組織及び運営に関する条例施行規則を添付しておりますので、後ほどごらん願います。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、12ページをお開き願います。議案第3号は、常陸太田市茨城県北地域の教育旅行推進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、公益財団法人グリーンふるさと振興機構の解散に当たり締結されました茨城県北地域の教育旅行推進事業の実施に関する協定に基づいて、本市が教育旅行推進事業に係る資金を引き継ぎ、当該事業を日立市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町と連携し、広域的に推進するため本条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、配付をしておりますA3横長の議案第3号資料をごらん願います。

この資料は、去る2月24日に関係市町で締結されました協定書の写しでございます。第3条におきまして、本事業は常陸太田市が関係市町と連携し、事業主体として実施することを定めております。また、第4条におきまして、本事業に必要な経費は公益財団法人グリーンふるさと振興機構の残余財産を常陸太田市が贈与を受け、この資金をもとに常陸太田市が基金を造成し管理することを定めております。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

13ページでございます。第1条は、基金の設置目的、第2条は基金の額、第3条は基金の管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰りかえ運用、第6条は基金の処分について定めております。

14ページをお開き願います。第7条は委任規定。

附則でございますが、本条例は平成28年4月1日から施行いたします。

議案第3号は以上でございます。

続きまして、19ページをお開き願います。議案第5号は常陸太田市道の駅ひたちおおたの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

20ページをお開き願います。第1条は趣旨でございます。第2条第2項で名称を道の駅ひたちおおたと定めております。第3条で施設の構成を定めております。第4条で、道の駅の管理については指定管理で行うものとしております。第2項では、指定管理者が行う業務をそれぞれ定めております。第5条は開業日及び開業時間の規定を定めております。

21ページをお開き願います。第6条及び第7条は、利用の許可及び制限を定めております。第8条は、利用料金の限度額の規定でございます。

22ページ、中段の別表をごらん願います。地域振興施設のうち物販施設及び飲食施設の利用料金の限度額は、売上高に100分の20を乗じて得た額とし、体験交流室の利用料金の限度額は、1時間につき500円と定めました。また、1項の1でございますが、体験交流室を調理用として利用する場合は100円を加算いたします。備考の2には、体験交流室を営利目的で利用する場合は3倍の額とするものでございます。備考の3は、敷地を営利目的で利用する場合は、テント一張り相当につき1日当たり1万円、または売上金額の15%のいずれか高い金額としております。

21ページにお戻り願います。第8条の2項では、指定管理者は市長の承認を得て利用料金を定めることとし、第3項では、利用料金は指定管理者の収入として収受すると定めております。第9条は利用料金の減免規定、第10条は利用許可の取り消し規定、第11条は原状回復の義務、第12条は損害賠償の規定でございます。

22ページをごらん願います。第3条では委任の規定を定めております。

なお、附則第1項でございますが、本条例の施行期日を公布の日から六月を超えない範囲において別の規則で定める日から施行することとしております。これは本条例の施行日を施設の供用開始日とするためでございます。附則第2項は、指定管理の指定に関する行為などの準備行為は、条例施行日前においても行うことができるものとするものでございます。附則第3項は、道の駅ひたちおおたを常陸太田市の重要な公の施設に加えるものでございます。

なお、参考といたしまして、23ページに本条例に係る施行規則を添付しておりますので、後ほどごらんおき願います。

議案第5号は以上でございます。

続きまして、24ページをお開き願います。議案第6号は、常陸太田市地域交流センターの設

置及び管理に関する条例の制定についてでございます。久米公民館廃止後の同施設及び現在高倉公民館として建設を進めている施設につきまして、教育委員会から市長部局へ所管を移し施設管理を行うため、本条例を制定するものでございます。

25ページをお開き願います。内容でございますが、第1条は、地域交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを規定しております。第2条では設置とその目的を、第3条におきまして、それぞれの地域交流センターの名称を常陸太田市久米地域交流センター、常陸太田市高倉地域交流センターとし、その位置を定めております。第4条は管理、第5条は委任規定となっております。

附則第1項といたしまして、本条例の施行は平成28年4月1日でございますが、高倉地域交流センターに関する規定は、施工工事完了が本年5月となっておりますことから、6月1日から施行としております。附則第2項では、本条例を常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例に追加をしております。

26ページをお開き願います。参考といたしまして、常陸太田市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則を添付しておりますので、後ほどごらんお開き願います。

議案第6号は以上でございます。

続きまして、27ページをお開き願います。議案第7号は、常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の一部改正についてでございます。本市におきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行以前より条例により空き家対策を行ってまいりましたが、今回法律との整合性を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

29ページをお開き願います。題名につきまして、「空き家」を「空き家等」に改めまして、本則中の「空き家」を「空き家等」に、「管理不全」を「管理不適切」に改めるものでございます。

第1条は、法律に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定め、安全安心なまちづくりの推進に寄与することと改正しております。第2条は管理不適切な状態、市民の定義についてを規定しております。

30ページをお開き願います。改正前の条例第3条につきましては、法律に新たに規定されたことから削除いたしております。これにより、次条以降が1条ずつ繰り上がっております。改正後の条例第6条につきましては、特定空き家等、すなわち倒壊の危険や著しく衛生上有害となるおそれのある状態でございますけれども、これらに対する措置は法律の規定に基づき実施してまいりますが、特定空き家等以外の空き家等への措置につきましては、引き続き条例に基づき助言、指導等を行っていくものとする改定でございます。

恐れ入りますが、28ページへお戻り願います。附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第7号は以上でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。議案第8号は、常陸太田市職員の再任用に関する

条例の一部改正についてでございます。「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成２４年８月２２日に公布され、平成２７年１０月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが３４ページをお開き願います。特定警察職員等——本市では消防職員が該当いたしますが、これらの要件等について具体的に定めている法律が、被用者年金制度の一元化に伴い、「地方公務員等共済組合法」から「厚生年金保険法」へ移行したことに伴い、附則第２項中、「地方公務員等共済組合法」を「厚生年金保険法」に改めるものでございます。

３３ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、平成２７年１０月１日から適用するものでございます。

議案第８号は以上でございます。

続きまして、３５ページをお開き願います。議案第９号は、常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。「地方公務員法及び地方独立行政法人法等の一部を改正する法律」が平成２８年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、３６ページをお開き願います。「地方公務員法」第２４条第６項で定められておりました市職員の給与や勤務時間などの勤務条件を条例で定める規定が法改正により第５項に繰り上がったことに伴い、第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

議案第９号は以上でございます。

続きまして、３８ページをお開き願います。議案第１０号は、常陸太田市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成２８年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、３９ページをごらん願います。農業委員会の求めにより参集した方には、「農業委員会等に関する法律」において、条例の定めるところにより旅費を支給することとなっております。第１条中、同法「第２９条第４項」で定められておりましたこの規定が、法改正により「第３５条第４項」になったことに伴う改正でございます。

附則でございますが、本条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

議案第１０号は以上でございます。

続きまして、４１ページをお開き願います。

議案第１１号は、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。職員給与等につきまして、人事院の勧告に準じた措置を講ずるため、あわせて「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」及び「行政不服審査法」が平成２８年４月１日から施行されることに伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。改正内容につきまし

ては、議案書の４２ページから７２ページと多岐にわたりますことから、お配りいたしました資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第１１号資料「常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について」をごらん願います。

１の平成２７年人事院の給与勧告に係る市職員給与の取り扱いについてでございますが、（１）にございますように、民間給与との格差等に基づく給与改定でございます。①の一般職の給料表につきましては、平均０．４％引き上げるものでございます。なお、米印にございますように、引き上げは若年層に配慮し、初任給は２,５００円、初任給以外、おおむね２０代の職員でございますけれども、同程度の引き上げ、その他の職員は１,１００円程度の引き上げとなります。また、その他の給料表、消防職、医療職につきましても同様の取り扱いとなります。

次に、期末・勤勉手当でございますが、現行年間４．１０月分を０．１０月分引き上げ、４．２０月分に改正するものでございます。なお、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとし、表にございますとおり、平成２７年度は１２月勤勉手当に配分し、平成２８年度以降は６月と１２月に平準化して配分することといたします。実施時期は平成２７年４月１日に遡及して実施いたします。

次に、②の特別職でございますが、期末手当の現行年間３．１０月分を０．０５月分引き上げ、３．１５月分に改正するものでございます。なお、表にございますとおり、平成２７年度は１２月勤勉手当に配分し、平成２８年度以降は６月と１２月に平準化して配分することといたします。こちらは平成２７年１２月１日に遡及して実施いたします。

２ページをごらん願います。２は「地方公務員法」の一部改正に伴う改正でございます。大きな改正が４点ございます。

まず（１）は、「地方公務員法」第２４条第６項で、市職員の勤務条件は条例で定めることを規定しておりますが、第６項が第５項に繰り上げられたことに伴う改正でございます。

（２）は、平成２８年４月から人事評価が導入されることに伴う職員の昇給及び勤勉手当の基準となる期間等の改正でございます。図をごらん願います。現行の昇給は、昇給日の前１年間の勤務成績を考慮して決定しておりますが、改正後は前々年の４月１日から前年の３月３１日の１年間の勤務成績を考慮して決定することに改正されます。さらに、前年４月１日から昇給日の前日——１２月３１日ですけれども、その間の懲戒処分等の状況等も考慮するということに改正されております。なお、図の下に米印にありますように、勤勉手当の支給方法も昇給と同様に人事評価の結果等を基礎とするよう改正するものでございます。

次に（３）でございますが、人事評価制度が導入されたことに伴う人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正で、第３条第２項に「職員の人事評価の状況」を追加し、同条６条の「勤務成績の評定の状況」を削除するものでございます。

（４）は、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示した等級別基準職務表を給与条例で定めることが義務化されたことに伴い、これまで市規則で定めていた同表を条例で定める改正でございます。参考といたしまして、資料の４枚目に別紙として等級別基準職務表を添付いたし

ましたので、後ほどごらんおき願います。

最後でございますが、３の「行政不服審査法」の改正に伴う関係条例の改正でございます。

３ページをごらん願います。（１）でございますが、同法の改正により、不服申し立ての手續において、「審査請求」と「異議申し立て」が「審査請求」に一元化されるとともに、「不服申し立て」の文言が「審査請求」に改正され、（２）の審査請求の期間も「６０日」から「３カ月」に延長されました。これらの改正に伴いまして、常陸太田市職員の給与に関する条例及び常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の関係条項において、丸印記載の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

５４ページでございます。最後の行に附則がございます。

恐れ入りますが、議案書の５５ページをお開き願います。この条例は公布の日から施行するものでございますが、第１項第１号及び第２号につきましては、各号に定める日から施行し、第２項及び第３項につきましては、各項に定める日から適用するものでございます。

議案第１１号は以上でございます。

続きまして、少し飛びますけれども７４ページをお開き願います。議案第１２号は、常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正でございます。

提案理由でございますが、本支援金制度を１年間延長するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、７６ページをお開き願います。新旧対照表でご説明申し上げます。附則第２項中の失効日を「平成２８年３月３１日」から「平成２９年３月３１日」に改めるものでございます。これに伴い、当該制度は６年目を迎えることになります。

７５ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第１２号は以上でございます。

続きまして、７７ページをお開き願います。議案第１３号は、常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正についてでございます。本条例は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が本年２月５日に公布、４月１日から施行されることに伴う改正でございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、８０ページをお開き願います。左側になりますが、第７条の２及び第７条の３は新設条項でございます。７条の２は指定地域密着型通所介護の、７条の３は指定療養通所介護のそれぞれ基本方針について定めてございます。内容につきましては、要介護状態になった高齢者が自宅において自立した日常生活を営むことを目指して必要な支援、生活支援や機能訓練を行うとしております。第７条の３第２項では、医師や訪問介護事業者等との連携を図ることを定めております。

８１ページをお開き願います。８条以下につきましては、「介護保険法」第８条第１７項に地

域密着型通所介護が追加されたことによる条項のずれの修正でございます。改正内容は以上でございます。

恐れ入りますが、79ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

議案第13号は以上でございます。

続きまして、84ページをお開き願います。議案第14号は、常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。近年の葬儀は、霊柩車の手配も含め民間の葬儀業者に一括して依頼する形態へと変化いたしました。民間においてもその体制が十分整っておりますことから、これまで実施しておりました市営斎場における霊柩車の運行業務を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては新旧対照表でご説明いたします。

恐れ入りますが、86ページをお開き願います。現行の第3条の2、第4条及び第5条、第8条及び第9条、87ページの第12条中の「斎場及び霊柩車」から「及び霊柩車」の文言を削除し「斎場」に改めるものでございます。

続きまして、別表第3をごらん願います。別表第3は、霊柩車の利用料金規定のため削除するものでございます。

恐れ入りますが、86ページにお戻り願います。第5条でございますが、ただいまの別表第3を削除するため、「第5条第1項中の別表第1から別表第3までに」を「別表第1及び別表第2」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、85ページにお戻り願います。附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号は以上でございます。

続きまして、90ページをお開き願います。議案第15号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が昨年5月7日に施行されたこと等に伴いまして、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、91ページをお開き願います。第7条関係でございますが、「福島復興再生特別措置法」から引用している条項が変更されたことに伴い、「第30条」を「第40条」に改めるものでございます。第17条から第64条までは租税債権条例の改正を受けまして、ほかの市条例と整合性を図るため、「徴収の猶予」を「履行期限の延期」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、94ページの別表1をごらん願います。2段目の幡町団地1から稲木町団地3までは、それぞれの団地で用途廃止が発生したため、表中の戸数を減ずるものでございます。

恐れ入りますが、91ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第15号は以上でございます。

議案第16号は、後ほど上下水道部長よりご説明申し上げます。

続きまして、98ページをお開き願います。議案第17号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成27年11月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

99ページをお開き願います。本条例の改正は、別表第3の改正でございます。改正内容が99ページから126ページまでと多岐にわたりますので、恐れ入りますがお配りいたしました資料でご説明いたします。A4縦長の議案第17号資料「常陸太田市火災予防条例の一部改正」をごらん願います。

1の改正の背景でございますが、省令の施行後10年以上が経過し、近年新たにグリドル付こんろ、最大入力5.8キロワットの電磁誘導加熱式調理器が普及しており、これら器具の使用上の安全を確保するため、別表第3に追加し、離隔距離を定めるものでございます。

2のグリドル付こんろの別表第3への追加でございますが、図1は従来のガスグリルでございます。図2、図3をごらん願います。調理用鉄板の下部にガスバーナーがついており、上火と下火の同時加熱により調理するガスグリドル付こんろが普及したことに伴い追加するものでございます。

資料の2ページをお開き願います。3の電磁誘導加熱式調理器の別表第3への追加でございますが、図4をごらん願います。ごらんのように、現在一般家庭用としましては、最も入力規模の大きい5.8キロワット以下で、一口当たりの入力が3.3キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器が普及したことに伴い追加するものでございます。

4の厨房設備及び調理用器具の項の表記の整理でございますが、日本工業規格の家庭用ガス調理器の表記を引用しまして、「ドロップイン式」という表記を「組み込み型」に改めるものでございます。また、設備または器具の形状を整理するため、組み込み型・キャビネット型と、こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろを列挙した規定とするものでございます。

資料の3ページに各機器の形状と名称を添付いたしましたので、後ほどごらんおき願います。

2ページの5は、「電気こんろ」「電気レンジ」「電磁誘導加熱式調理器」の各項を「電気調理用機器」にまとめ、発熱体の種類に応じた整理をするものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

116ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号は以上でございます。

続きまして、127ページをお開き願います。議案第18号は、常陸太田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、新たな地域コミュニティの設立により公民館事業を同組織へ移行す

ることに伴い、久米公民館、高倉公民館、小里公民館及び賀美公民館を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

128ページをお開き願います。本条例の改正内容でございますが、本条例第2条第2項の表中、久米公民館の項、高倉公民館の項、小里公民館の項及び賀美公民館の項を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。また、第2項で常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正し、第3条の表中の常陸太田市高倉コミュニティセンターの項を削り、同センターを廃止するものでございます。

議案第18号は以上でございます。

続きまして、149ページをお開き願います。議案第20号は、常陸太田市用品調達基金条例の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、市ではこれまで、消耗品等の購入は常陸太田市用品調達基金により集中購買をしておりましたけれども、物品の管理や払い出し事務がふくそうしており、効率化を図ることから一般会計での一般会計歳出による購買に改めるため、本条例を廃止するものでございます。

150ページをお開き願います。附則の2項ですが、この条例の施行日において、常陸太田市用品調達基金に積み立てられる基金は一般会計に繰り入れるものでございます。

議案第20号は以上でございます。

続きまして、151ページをお開き願います。議案第21号は、水郡線谷河原・常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の変更契約の締結についてでございます。本件は、平成26年第4回市議会定例会におきましてご承認をいただいた委託契約における工事が完了し、精算手続を行う必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。3の契約金額でございますが、変更前が1億7,680万円、変更後が1億7,152万8,571円で527万1,429円の減額でございます。

次のページをお開き願います。減額の主な理由といたしましては、東日本旅客鉄道株式会社において、当初見込んだ資材費等につきまして、調達の結果、価格低減が図られたこと等による工事費の減でございます。

私のほうからは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案第16号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案者にかわりまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の95ページをお開き願います。

提案理由でございますが、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の 97 ページをごらん願います。「地方公務員法」の改正により、平成 28 年 4 月 1 日から人事評価制度が実施されることに伴い、勤勉手当につきまして人事評価の結果及び勤務状況等に応じて支給することと改めるものでございます。

恐れ入りますが、96 ページにお戻りいただきます。附則でございますが、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第 5 議案第 22 号ないし議案第 29 号

○深谷秀峰議長 日程第 5、議案第 22 号平成 27 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）について、議案第 23 号平成 27 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 24 号平成 27 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 25 号平成 27 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 26 号平成 27 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 27 号平成 27 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 28 号平成 27 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 29 号平成 27 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、平成 28 年第 1 回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。

1 枚おめくり願います。議案第 22 号は、平成 27 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 2,006 万 8,000 円を減額し、総額を 242 億 6,872 万 2,000 円とするものでございます。第 2 条で繰越明許費の補正、第 3 条で債務負担行為の補正、第 4 条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが 11 ページをお開き願います。歳入でございます。

10 款 1 項 1 目地方交付税の補正につきましては、普通交付税の追加交付が行われましたことから、1,572 万 2,000 円を追加するものでございます。

1 つ飛びまして、13 款 1 項 3 目衛生使用料の補正につきましては、瑞竜霊園における霊園永代使用料について当初見込みより減収となりましたことから、1,725 万 6,000 円を減額するものでございます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金でございますが、1 節社会福祉費負担金のうち障害者自立支

援給付金負担金の補正につきましては、歳出予算の増額に伴い4,734万円を追加するものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、1節総務管理費補助金のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の補正につきましては、交付額の確定により1億659万1,000円を減額するものでございます。同欄の情報セキュリティ強化対策事業費補助金の補正につきましては、歳出予算の財源といたしまして940万円を追加するものでございます。

12ページをお開き願います。最下段から15款県支出金の補正につきましては、歳出予算の増減や補助金の確定などによるものでございます。

恐れ入りますが、14ページをお開き願います。2段目の17款1項1目総務費寄附金につきましては、ふるさと常陸太田寄附金の増収によりまして4,267万3,000円を追加するものでございます。

3段目の18款2項基金繰入金の補正でございますが、事業の確定などにより歳出予算が減額となりましたことから、1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金につきましてそれぞれ減額するものでございます。1つ飛びまして、4目の里美地区学校建設基金繰入金の補正でございますが、里美中学校屋内運動場の解体工事費の財源としまして2,141万8,000円を追加するものでございます。5目用品調達基金繰入金の補正でございますが、用品調達基金の廃止に伴い50万円を繰り入れるものでございます。

15ページをごらん願います。20款4項3目雑入のうち、説明の欄の上から3段目、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償金の補正につきましては、平成24年度、25年度の竜神大吊橋渡橋料の減収分や、平成26年度の有害鳥獣被害防止対策費用などに対する損害賠償金の確定によりまして4,167万5,000円を追加するものでございます。

21款1項市債でございますが、7目合併特例債事業債の複合型交流拠点施設整備事業債1億120万円の追加は、国からの交付金の減額分を補填するため、最下段の9目総務費情報セキュリティ強化対策事業債1,180万円の追加は、マイナンバー関連の情報対策の財源でございます。その他の市債の補正は、いずれも歳出予算の減によるものでございます。

16ページをお開き願います。歳出でございます。

今回の補正予算につきましては、各事業の内容、数量等の確定、あるいは契約差金などが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心に説明いたします。

17ページ上段の2款1項3目財政管理費1億3,837万8,000円の補正につきましては、将来の地方債償還財源として減債基金に積み立てを行うものでございます。1つ飛びまして、6目企画費の25節ふるさと常陸太田基金積立金4,267万3,000円の補正につきましては、ふるさと常陸太田寄附金の増収により追加するものでございます。9目の情報通信管理費の補正につきましては、国の補正予算で措置されましたマイナンバー制度の導入に合わせた自治体情報セキュリティの抜本的な強化対策に係る費用としまして、11節需用費を259万2,000円、13節委託料を216万円、18節備品購入費を1,654万1,000円、それぞれ追加するものでございます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。上段の3款1項4目障害者福祉費でございますが、20節扶助費の補正につきましては、自立支援給付費が伸びておりますが、サービス利用者の増加により6,590万6,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、23ページをお開き願います。2段目の4款1項2目予防費の補正につきましては、インフルエンザ予防接種者の減などから、各種予防接種委託料を合わせて1,981万4,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、26ページをお開き願います。上段に款項の記載はございませんが、6款1項商工費でございます。中段の4目観光費の25節積立金のうち、水府地区観光施設管理基金積立金3,151万4,000円の補正につきましては、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償金の確定によるものでございます。

27ページをごらん願います。上段の7款2項3目道路新設改良費の補正につきましては、事業の確定により13節委託料を1,579万円、22節補償、補填及び賠償金を3,226万円それぞれ減額するものでございます。

28ページをお開き願います。上段に款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。5目災害対策費の15節工事請負費の補正につきましては、道の駅ひたちおおたに設置されます太陽光発電設備への事業の確定により2,242万5,000円を減額するものでございます。

29ページをごらん願います。最下段の9款3項3目学校建設費の補正につきましては、事業の確定などによりまして13節委託料を3,480万7,000円、15節工事請負費を7,348万6,000円減額するものでございます。

31ページをお開き願います。下段の11款公債費の補正でございますが、平成26年度債の借入れが終了し支払額が確定しましたことから、2目利子を2,157万5,000円減額するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。第2表繰越明許費補正でございます。国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、合計4事業をそれぞれの金額において翌年度に繰り越すものでございます。

7ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正でございます。

まず追加でございます。地方債証券共同発行連帯債務でございますが、茨城県と5つの市の共同により大好きいばらき県民債を発行するため、本市の持ち分1億円を除く36億円と、これに対する利子相当額を限度額といたしまして債務を負担するものでございます。

続きまして変更でございます。社会保障税番号制度に係る通知カード、個人番号カード関連事務事業でございますが、事務を委任いたします地方公共団体情報システム機構への負担金の額の変更によりまして、限度額を81万円増額し507万1,000円としたものでございます。

8ページをお開き願います。第4表地方債補正でございます。

まず追加でございます。情報セキュリティ強化対策事業債1,180万円は、情報セキュリティ強化対策事業の財源として追加するものでございます。

続きまして変更でございます。いずれも歳出予算の増減により変更するものでございますが、

これにより限度額を左側の２２億７,９９０万円から右側の２０億３,５７０万円に減額するもの
でございます。

議案第２２号は以上でございます。

続きまして、議案第２３号は、平成２７年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第３
号）でございます。

１ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ２４６万円を減額し、
総額を７３億３,６１４万４,０００円とするものがございます。主な内容につきましては、事項別
明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、６ページをお開き願います。歳入でございます。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税、２目退職被保険者等国民健康保険税の補正につ
きましては、被保険者数の減少等に伴い、現年課税分の収入額の減が見込まれるため減額するも
のでございます。

中段の９款１項１目一般会計繰入金の補正につきましては、国の負担金等の額の確定及び歳出
の職員給与費の補正などに伴うものがございます。下段の２項１目支払準備基金繰入金につ
きましては、国民健康保険税の歳入予算が減額となりましたことから、１,６８９万６,０００円を増額
するものがございます。

７ページをごらん願います。歳出でございます。

１款１項１目一般管理費、同款２項１目徴税総務費の補正につきましては、職員の給与改定及
び育児休業取得職員の異動等に伴うものがございます。

議案第２３号は以上でございます。

続きまして、議案第２４号は、平成２７年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
３号）でございます。

１ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ６万５,０００円を減
額し、６億３,３５５万２,０００円とするものがございます。主な内容につきましては、事項別明
細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、６ページをお開き願います。歳入でございます。

第３款の繰入金につきましては、職員給与費の改訂の確定に伴い、事務費繰入金を減額するも
のでございます。

７ページをごらん願います。歳出でございます。

第１款の総務費につきましては、職員給与費改定に伴う減額でございます。

議案第２４号は以上でございます。

続きまして、議案第２５号は、平成２７年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第３号）
でございます。

１ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ２,５２８万８,０００
円を減額し、総額を５４億５,９７７万１,０００円とするものがございます。主な内容につ
きましては、事項別明細書にてご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項の国庫負担金から最下段の5款3項の県補助金までにつきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費の減額に伴う国庫支出金支払基金交付金県支出金の減額補正でございます。全体で1,709万円を減額するものでございます。

7ページをごらん願います。上段の6款1項1目の利子及び配当金につきましては、支払準備基金積立金利子の増額補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金から3目の地域支援事業繰入金につきましては、介護給付費及び介護予防事業の減に伴う減額補正でございます。4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員の人件費の減によるもので、7款全体で845万円を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費309万6,000円の減につきましては、職員の人件費によるもの、中段の同款2項1目賦課徴収費の補正につきましては、介護保険料システム電算委託契約の入札差金でございます。

同款3項1目介護認定審査会費及び2目の認定調査等費につきましては、介護認定審査会委員及び訪問調査員の報酬等の減額により、合わせまして168万6,000円を減額するものでございます。

9ページをごらん願います。2款1項の介護サービス等諸費、下段の同款2項介護予防サービス等諸費、1枚おめくりいただきまして、10ページの同款6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、各サービスの給付件数の増減に伴い、2款全体で2,147万7,000円を減額するものでございます。

中段4款1項1目の介護予防二次予防高齢者施策事業費から同款2項3目の任意事業費までにつきましては、地域支援事業の利用見込みの減に伴い418万7,000円を減額するものでございます。

11ページをごらん願います。6款1項1目の支払準備基金積立金につきましては、支払準備基金積立金利子の増額及び保険給付費の減額補正に伴い、65歳以上の第1号被保険者の保険料の余剰額を積み立てるものでございます。

議案第25号は以上でございます。

続きまして、議案第26号は、平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,382万4,000円を減額し、総額を12億8,186万4,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。歳入でございます。

4款1項1目下水道事業県補助金の補正でございますが、県補助金対象事業の減により150万円を減額するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金の補正は、工事請負費及び委託料の入札差金等により歳出予算が減額となったため、3,797万4,000円を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金の補正は、前年度繰越金の確定により1,725万円を追加するものでございます。

9款1項市債の補正につきましては、事業のコスト縮減を図ったことにより、1目下水道事業債、2目過疎対策事業債、合わせまして2,160万円の減額を行うものでございます。

9ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費のうち13節委託料は、委託内容の変更及び入札差金等により1,447万円、22節補償、補填及び賠償金は、工事に伴う水道管の移設工事が回避できたことにより400万円など、合わせまして2,030万6,000円を減額するものでございます。2目流域下水道費の補正につきましては、那珂久慈流域下水道の建設工事費が県の実施する事業費の減によるもの、維持管理費は流域下水道への流入汚水量の減など、合わせまして1,204万1,000円を減額するものでございます。3目特環下水道費780万1,000円の補正につきましては、入札差金等により13節委託料550万円、15節工事請負費200万円を減額するものでございます。

2款1項1目下水道施設災害復旧費の補正につきましては、13節委託料が入札差金によるもの、22節補償、補填及び賠償金は、水道管の移設補償工事が回避できたことにより、合わせまして215万円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。3款公債費の補正は、償還利子の確定により152万6,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表繰越明許費でございます。平成27年度的那珂久慈流域下水道建設工事負担金につきましては、県からの通知により377万9,000円を繰り越すものでございます。

5ページをごらん願います。第3表地方債補正でございます。起債の4事業につきまして限度額合計を左側2億3,370万円から右側2億210万円に減額するものでございます。

議案第26号は以上でございます。

続きまして、議案第27号は、平成27年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,150万7,000円を減額し、総額を3億5,713万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

4款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、農業集落排水事業債償還基金の預金利子確定に伴い3万7,000円を追加するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金の補正は、歳出予算の減により1,500万1,000円を減額するものでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金でございますが、前年度繰越金の確定により 3 4 5 万 7, 0 0 0 円を追加するものでございます。

7 ページをごらん願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費のうち 1 3 節委託料は、入札差金等により 8 7 0 万円、2 7 節公課費は、消費税納付額の確定に伴い 2 6 7 万 4, 0 0 0 円など、合わせまして 1, 1 5 0 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。

議案第 2 7 号は以上でございます。

続きまして、議案第 2 8 号は、平成 2 7 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4, 1 1 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 億 1 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。第 2 条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7 ページをお開き願います。歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、4 款繰入金、1 つ飛びまして、7 款市債の減額につきましては、いずれも浄化槽設置基数の減に伴うものでございます。

5 款繰越金の補正は、前年度繰越金の確定により 3 7 8 万 7, 0 0 0 円を追加するものでございます。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費のうち 1 3 節委託料は、入札差金により 1, 1 2 0 万円、1 5 節工事請負費 2 9 0 万円の減につきましては、5 0 基予定しておりました浄化槽設置の数が 3 2 基にとどまったことなど、合わせまして 4, 0 5 2 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。第 2 表は地方債補正でございます。起債の事業につきまして、限度額を左側 5, 5 5 0 万円から右側 3, 5 0 0 万円に減額するものでございます。

議案第 2 8 号は以上でございます。

続きまして、議案第 2 9 号は、平成 2 7 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3 8 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 2 億 8, 0 3 8 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。第 2 条で地方債の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7 ページをお開き願います。歳入でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1, 6 0 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、歳出予算の確定によるものでございます。

4 款 1 項 1 目繰越金 9 3 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

5 款 2 項 1 目雑入 2 0 0 万円の減額は、県道及び過疎代行事業の変更に伴い、配水管等布設が

え補償費の減額によるものでございます。

6 款 1 項 1 目簡易水道事業債、同項 2 目過疎対策事業債につきましては、それぞれの事業費の確定に伴い、合わせまして 4 8 0 万円の増となっております。

8 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 3 8 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、職員人件費及び公課費の減によるものでございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。地方債の補正でございます。簡易水道事業債の限度額を 2 4 4 万円に、過疎対策事業費の限度額を 1, 6 1 0 万円とし、合計 4, 0 5 0 万円に変更するものでございます。

補正予算に係る議案は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 1 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議案第 3 0 号ないし議案第 3 9 号

○深谷秀峰議長 日程第 6、議案第 3 0 号平成 2 8 年度常陸太田市一般会計予算について、議案第 3 1 号平成 2 8 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第 3 2 号平成 2 8 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 3 3 号平成 2 8 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第 3 4 号平成 2 8 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第 3 5 号平成 2 8 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第 3 6 号平成 2 8 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第 3 7 号平成 2 8 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第 3 8 号平成 2 8 年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第 3 9 号平成 2 8 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、以上 1 0 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第 3 0 号から 3 7 号までの 8 件につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

平成 2 8 年度常陸太田市予算書をごらん願います。

2 枚おめくり願います。議案第 3 0 号は、平成 2 8 年度常陸太田市一般会計予算でございます。

1 枚おめくり願います。3 ページでございます。第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 2 2 6 億 5, 0 0 0 万円とするものでございます。第 2 条で地方債、第 3 条で一時借入金の借り入れ最高額を 2 0 億円と定めております。第 4 条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容に

つきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目市民税個人につきましては、23億91万2,000円といたしました。生産年齢人口の減少により減額の見込みとしたものでございます。下段の2目市民税法人につきましては1億7,628万9,000円といたしました。前年度の実績等を勘案したものでございます。

1款2項1目固定資産税につきましては、21億1,102万2,000円といたしました。企業の設備投資による償却資産の増設等により、前年度と比較し増額を見込んだものでございます。

恐れ入りますが、16ページをお開き願います。2段目の2款地方譲与税から17ページ中段の9款地方特例交付金までにつきましては、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し計上したものでございます。

同じく17ページの10款地方交付税につきましては、89億7,000万円といたしました。地方財政計画における減額計上や普通交付税における合併算定がえの縮減等を勘案し、右側説明の欄ですが、普通交付税80億1,000万円、特別交付税9億6,000万円としたものでございます。

また、下段の11款交通安全対策特別交付金につきましても、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し計上したものでございます。

最下段の12款1項負担金でございますが、18ページ上段の2目2節児童福祉費負担金の説明の欄2段目、保育施設等利用者負担金6,750万8,000円につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き保育園の保育料をおおむね半額程度とするため計上したものでございます。

続きまして、下段の13款使用料及び手数料でございますが、19ページ上段の5目1節の商工使用料のうち、説明の欄中段の竜神大吊橋使用料につきましては、バンジージャンプ等の効果などにより渡橋者数の増加が見込めることから、前年度より増額の7,536万7,000円といたしました。

21ページをお開き願います。上段の14款1項1目1節の社会福祉費負担金のうち、説明の欄2段目の障害者自立支援給付費負担金につきましては、給付が増加傾向にあることから、前年度より増額の4億6,374万2,000円といたしました。

同じく下段にございます14款2項2目1節の社会福祉費補助金のうち、説明の欄、臨時福祉給付事務費補助金及び事業費補助金、合わせまして3億2,191万4,000円につきましては、新年度に予定されております臨時福祉給付事業の財源として計上したものでございます。

22ページをお開き願います。上段の4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金1億9,489万7,000円につきましては、新宿天神林線や高柿千寿線の整備及び橋梁の長寿命化事業の財源として計上したものでございます。

23ページをごらん願います。下段の15款2項県補助金でございますが、恐れ入りますが、25ページをお開き願います。上段の8目教育費県補助金のうち2節の保健体育費補助金1,884万6,000円は、平成31年度の国体開催に向けた山吹運動公園施設整備事業の財源として計

上したものでございます。

26ページをお開き願います。26ページ中段から27ページ2段目にかけましては、16款財産収入でございます。1項財産運用収入につきましては、1目財産貸付収入で5,135万8,000円を、2目利子及び配当金で1,499万5,000円、合わせまして6,635万3,000円を計上いたしました。

27ページをごらん願います。3段目17款寄附金のうち2目の総務寄附金は、ふるさと常陸太田寄付金として7,000万円を計上いたしました。

同款4目の商工費寄附金は、グリーンふるさと振興機構からの県北教育旅行推進事業寄附金として3億2,700万円を計上いたしました。

1つ飛びまして、18款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度より1億3,000万円増の3億8,000万円といたしました。

28ページをお開き願います。3段目の19款繰越金でございますが、前年度予算額と同額の2億5,000万円を計上いたしました。

29ページをごらん願います。20款4項3目雑入のうち2節の学校給食費徴収金1億2,245万2,000円でございますが、子育て世代の負担軽減を図るため、私立幼稚園に加え私立小学校及び中学校の給食費を現行の半額程度にするため計上したものでございます。

31ページをお開き願います。中段の21款市債でございますが、5目過疎対策事業債2億5,050万円、6目合併特例事業債1億30万円、7目臨時財政対策債7億円など、合計11億1,690万円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして42ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、2款1項6目企画費でございます。右側中段の13節委託料の説明の欄、上から3行目の公共施設等総合管理計画策定業務委託料は、インフラを含むすべての公共施設を対象に総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針等を策定するため1,631万9,000円を計上しております。

恐れ入りますが、50ページをお開き願います。16目諸費でございます。右側下段の13節委託料の結婚推進事業委託料1,999万6,000円は、民間企業との共催による婚活セミナーや体験型交流会等の開催費用として計上いたしております。

次の51ページにございます19節負担金補助及び交付金のうち説明の欄下段の助成金でございますが、新婚家庭家賃助成事業費6,798万円、住宅取得等助成費2,600万円、民間賃貸住宅建築助成費1,430万円、ひたちおおた暮らし促進事業700万円を計上し、引き続き少子化・人口減少対策を進めてまいります。

恐れ入りますが、少し飛びまして68ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。6目の医療福祉費でございますが、20節扶助費のうち医療福祉扶助費市単独分でございますが、5,578万3,000円を計上し、引き続き高校生相当までの医療費助成を行ってまいります。

恐れ入りますが、 77 ページをお開き願います。下段の 3 款 4 項 1 目災害救助費の 19 節負担金補助及び交付金のうち支援金の東日本大震災被害対策費 2,200 万円は、被災された市民の建物修繕に係る時間的余裕を考慮し、申請期限を 1 年間延長することに伴い計上するものでございます。

78 ページをお開き願います。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費でございます。次の 79 ページ中段の 19 節負担金補助及び交付金の説明の欄最下段にございます医療機器等整備事業費 1,000 万円は、過疎地域の医療体制の確保を図るため、診療所の医療機器等の整備費に対し助成するため計上したものでございます。

下段の 2 目予防費につきましては、80 ページをお開き願います。中段の 13 節委託料の説明の欄、4 行目のインフルエンザ予防接種委託料 3,323 万 4,000 円は、これまで高齢者及び中学生までが助成対象でしたが、高校生相当の 18 歳まで助成することとして計上したものでございます。

恐れ入りますが、86 ページをお開き願います。4 款 2 項 1 目清掃総務費の 8 節報償費のうちごみ回収促進事業報償費は、これまでごみ集積所管理報償費として各町会に交付してきたものに加え、家庭ごみを自ら搬出することが困難な高齢者や障害者などに対し、地域ぐるみで支援をしていただくため、前年度予算額より増額の 1,145 万円を計上したものでございます。

恐れ入りますが、94 ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、5 款 1 項 3 目農業振興費でございます。右側中段の 13 節委託料のうち有害鳥獣捕獲実施委託料 340 万円、下段にございます 19 節負担金補助及び交付金のうち 95 ページの説明の欄、補助金の 8 行目にございます有害鳥獣等被害防止対策事業費 277 万 6,000 円、恐れ入りますが、96 ページをお開き願います。同節のうち最下段の助成金、わな猟免許取得費 30 万 6,000 円など、イノシシ等被害対策に係る費用といたしまして、合わせて 681 万円を計上いたしました。

同じく 96 ページ説明の欄、上から 3 行目の常陸太田名産品販売促進事業費につきましては、国内や海外で開催される農産物等の展示会等への出店に対する支援として 400 万円を計上したものでございます。

恐れ入りますが、104 ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、6 款 1 項 2 目商工振興費でございます。右側中段にございます 19 節負担金補助及び交付金のうち、次の 105 ページの説明の欄、奨励金の 2 行目にございます U I J ターン者就職支援事業費につきましては、U I J ターン者が市内企業に就職した際の奨励金として 100 万円を計上するものでございます。

下段の 4 目観光費でございますが、恐れ入りますが次の 106 ページをお開き願います。右側下段の 13 節委託料のうち、説明の欄の最下段の県北教育旅行推進事業につきましては、グリーンふるさと振興機構から移管されます県北 6 市町連携による体験型教育旅行に係る事業を観光物産協会に委託する費用として 3,711 万 1,000 円を計上するものでございます。

107 ページをごらん願います。右側下段の 19 節負担金補助及び交付金は、恐れ入りますが、次の 108 ページをお開き願います。同節説明の欄の下から 3 行目にございます団体旅行誘致促

進事業費５００万円につきましては、団体旅行を催行する旅行事業者の経費の一部を助成することにより、本市観光施設への誘客促進を図るものでございます。

恐れ入りますが、１１３ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、７款２項の道路橋りょう費でございます。最下段の３目道路新設改良費でございますが、６億５,３１７万８,０００円を計上いたしました。社会資本整備総合交付金や道整備交付金に合併特例債や過疎債を合わせて活用しながら、新宿天神林線、高柿千寿線などの整備を進めていくものでございます。

１１４ページをお開き願います。４目橋りょう維持費につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁の維持補修を進めるため、１億５,３８６万７,０００円を計上いたしました。

次の１１５ページ、下段の７款４項１目都市計画総務費は、恐れ入りますが次の１１６ページにございます１３節委託料の欄をごらん願います。説明の欄下から５行目の新市街地開発促進業務委託料７,７１６万６,０００円につきましては、国道３４９号バイパス沿いの区画整理事業に係る測量委託料などを計上しております。

恐れ入りますが、１２５ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、８款１項３目消防施設費でございます。右側下段の１８節備品購入費のうち消防自動車購入費は、消防団車両３台分の更新費用として４,３８２万１,０００円を計上いたしました。

１２６ページをお開き願います。５目災害対策費は、１２７ページの１３節委託料の欄をごらん願います。説明の欄３行目の土砂災害ハザードマップ作成委託料１,１８０万５,０００円は、水府及び里美地区の同マップを更新する費用として計上するものでございます。

恐れ入りますが、１３７ページをお開き願います。款項の記載はございませんが、９款３項中学校費でございます。下段の３目学校建設費でございますが、９,８８９万７,０００円を計上し、金砂郷中学校の旧校舍基礎撤去に伴う埋蔵文化財の調査や、同校の屋内運動場実施設計などを行うものでございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして１５８ページをお開き願います。款項目の記載はございませんが、９款６項４目の体育施設費でございます。右側中段の１５節工事請負費のうち施設改修工事６,３９６万９,０００円につきましては、平成３１年度に開催される国体に向けて山吹運動公園の野球場及び運動広場を整備する費用として計上しております。

恐れ入りますが、１０ページにお戻り願います。第２表地方債でございます。地方債を起こす各事業はごらんの８事業でございまして、限度額を総額１１億１,６９０万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが後ほどごらんおき願います。

議案第３０号は以上でございます。

続きまして、議案第３１号は、平成２８年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

１７５ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額を６５億８,３９３万２,０００円とするものでございます。第２条で、一時借入金の借り入れ最高額を１億５,０００万円と定めてございます。第３条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主な内容につきましては、

事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、182ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項国民健康保険税につきましては、被保険者数の減等が見られることから、前年度より9,294万4,000円減の10億5,269万7,000円といたしました。

183ページをごらん願います。3款1項国庫負担金につきましては、前年度までの保険給付費等の実績を勘案し、10億5,215万9,000円を計上いたしました。

同款2項国庫補助金は、保険基盤安定のための交付金の増が見込まれることから3億2,811万4,000円といたしました。

4款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者数の減少に伴い、前年度予算額より1億4,020万1,000円減の2億5,319万7,000円を計上いたしました。

5款前期高齢者交付金につきましては、前々年度の生産額が確定していないため、前年度の実績額を計上したものでございます。

下段の6款1項県負担金につきましては、1目高額医療費共同事業負担金、次ページの2目特定健康診査等負担金の両目とも、それぞれ前年度の実績等を勘案し計上したものでございます。

6款2項1目財政調整交付金につきましては、一般被保険者分に係る保険給付費等が前年度と比較して減となっておりますので、523万7,000円減の2億5,372万2,000円といたしました。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費に対する再保険制度で県国保連合会が算出した額をそれぞれ計上したものでございます。

9款の繰入金でございますが、支払準備基金の残額が減少傾向にあることから、1項1目の一般会計繰入金は、前年度予算額より1億8,579万4,000円増の6億9,244万3,000円を計上し、次ページ上段の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、前年度予算額より1億5,079万4,000円減の1億2,398万8,000円といたしました。

恐れ入りますが、189ページをお開き願います。歳出でございます。

最下段の2款1項1目一般被保険者療養給付費から191ページ上段の同款2項4目退職被保険者等高額介護合算療養費までにつきましては、それぞれ前年度までの実績等を勘案して計上いたしました。

192ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等から193ページ上段の6款介護納付金までにつきましては、それぞれ対象となる医療給付費及び介護給付費等の増減等を勘案し計上したものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県国保連合会が算出した額をそれぞれ計上しております。

8款1項1目特定健康診査等事業費のうち13節委託料の特定健康診査業務委託料3,498万5,000円は、前年度の実績を勘案し計上したものでございます。

194ページをお開き願います。中段の8款2項1目保健衛生普及費のうち19節負担金補助及び交付金は、主に人間ドック等健診費の補助金でございますが、ドックの受診希望者の増加に

対応するため、前年度より約８％増の２，５６３万３，０００円を計上したものでございます。

議案第３１号は以上でございます。

続きまして、議案第３２号は、平成２８年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

２０３ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額を６億３，６６３万７，０００円とするものでございます。主内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、２０８ページをお開き願います。歳入でございます。

１款１項１目特別徴収保険料は、３億４，８３８万２，０００円。２目普通徴収保険料は９，７８８万４，０００円、合わせまして４億４，６２６万６，０００円を計上いたしました。前年度よりも１１２万７，０００円の減額となっておりますが、減額の主な理由は保険料負担の軽減対象者の増によるものでございます。

１つ飛びまして、３款１項一般会計繰入金につきましては、前年度とほぼ同額の１億８，７８８万５，０００円を計上しております。

恐れ入りますが、２１０ページをお開き願います。歳出でございます。

下段の２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金６億１，５３９万４，０００円につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。前年度よりも１１７万２，０００円の減となっておりますが、主に保険料納付金の減によるものでございます。

議案第３２号は以上でございます。

続きまして、議案第３３号は、平成２８年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

２１７ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額を５６億４，１３４万６，０００円とするものでございます。第２条は、一時借入金の借り入れ最高額を３億１，０００万円と定めております。第３条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。主内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが２２４ページをお開き願います。歳入でございます。

１款１項１目の６５歳以上の第１号被保険者保険料につきましては、前年度より６，４８６万９，０００円増の１０億２，６０６万円を計上いたしました。

３段目の３款１項の国庫負担金から１ページおめくりいただきまして、２２６ページ上段の５款３項の県補助金までは、国及び支払基金並びに県からの支出金でございます。介護給付費及び地域支援事業費に対するそれぞれの補助率等から合計３６億８，８５１万９，０００円を計上しております。

下段の９款１項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、職員給与費及び事務費等に係る一般会計の繰入金として８億６，６７９万６，０００円を計上いたしました。

２２７ページをごらん願います。同款２項の基金繰入金につきましては、支払準備基金から１，７７１万７，０００円を繰り入れるものでございます。

２２８ページをお開き願います。歳出でございます。

１款１項の総務管理費から、１ページおめくりいただきまして２３０ページ中段の同款４項の

趣旨普及費まででございますが、職員や介護認定審査会委員等の人件費、事務費等を合わせまして1億3,930万3,000円といたしました。

続きまして、下段の2款1項介護サービス等諸費及び232ページ上段までの同款2項介護予防サービス等諸費につきましては、地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴い1億8,583万4,000円増の48億9,037万2,000円を計上いたしました。

3段目の同款4項高額介護サービス等費及び最下段から233ページ上段にかけての同款5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度の実績額を勘案し1,439万9,000円増の1億2,442万6,000円を計上いたしました。

続きまして、2段目の同款6項特定入所者介護サービス等費につきましても、申請件数の増加に伴い支給額も増加傾向にあることから、4,359万5,000円増の3億1,117万9,000円を計上しております。

最下段の4款1項1目介護予防二次予防高齢者施策事業費は、恐れ入りますが、次の234ページをお開き願います。上段右側でございます13節委託料は1,494万円を計上し、引き続き機能訓練、栄養改善等を実施してまいります。2目の介護予防一次予防高齢者施策事業費のうち、13節委託料につきましては156万2,000円を計上し、介護予防運動としてこれまでのシルバリーハビリ体操に加え、新たにスクエアステップを実施してまいります。

235ページをごらん願います。同款2項2目の包括的支援事業費のうち、8節報償費につきましては47万4,000円を計上し、平成29年度から移行する新しい総合事業で実施する介護予防生活支援サービスについて協議する場を設け、生活支援体制の整備を図るものでございます。3目の任意事業費につきましては、これまでの実績による件数等を勘案して4,197万6,000円といたしました。右側13節委託料のうち、説明の欄上から4行目の食の自立支援事業委託料に3,009万8,000円を計上し、高齢者の日常生活の支援のための事業を引き続き実施してまいります。

議案第33号は以上でございます。

続きまして、議案第34号は、平成28年度常陸太田市下水道事業特別会計予算でございます。

245ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を13億2,533万3,000円とするものでございます。第2条で地方債を、第3条は一時借入金の借り入れ最高額を6億円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、252ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、特環下水道事業で2,019万1,000円を、下段の同款2項1目受益者負担金では、公共下水道事業で1,022万7,000円といたしました。おのこの事業で分担金、負担金の分割納付分に加え、新たな加入者を見込んで計上しております。

3段目の2款1項1目下水道使用料は、昨年度の実績を勘案し、公共下水道及び特環下水道を合わせまして2億7,248万5,000円といたしました。

1つ飛ばしまして、3款1項1目下水道事業国庫補助金につきましては、補助対象事業費の増により、昨年度より2,500万円増の7,900万円といたしました。

253 ページをごらん願います。2 段目の 6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、6 億 5,589 万 2,000 円を計上いたしました。昨年に比べ 5,943 万 4,000 円の減でございますが、これは職員数の減及び業務委託の見直し等が主な要因でございます。

最下段の欄、9 款 1 項市債は、1 目下水道事業債、2 目過疎対策事業債、合わせまして 2 億 6,690 万円といたしました。昨年に比べ 4,320 万円の増でございますが、金砂郷地区の下水道整備に係る工事費等でございます。

254 ページをお開き願います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目公共下水道費でございますが、次ページ右側の 13 節委託料のうち、説明の欄 2 行目にございます地質調査及び実施設計委託料 3,600 万円につきましては、機初団地の公共下水道接続に伴う詳細設計及び地質調査を行うものでございます。同じく説明欄中ほどの計画策定委託料 700 万円は、東部東地区市街地開発に伴う雨水、汚水の基礎資料作成業務を委託するものでございます。また、次の行の「地方公営企業法」適用支援業務委託料 173 万 7,000 円は、公営企業会計を適用するため、固定資産の調査及び評価業務などを行うものでございます。次の測量調査設計委託料 1,400 万円は、機初団地内の既存の下水道を公共下水道へ接続するに当たりましては点検、調査が必要となりますので、テレビカメラによる調査費用を計上したものでございます。

次に、中段の 15 節工事請負費の 1 億 9,360 万円につきましては、新宿町、上河合町、小目町などの管渠整備工事に要する費用を計上したものでございます。

256 ページをお開き願います。中段の同款 2 目流域下水道費は、那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金 1 億 1,414 万 8,000 円を計上するものでございます。

次の 3 目特環下水道費の主な内容につきましては、257 ページをごらん願います。13 節委託料は、久米浄化センターの施設運転及び保守点検、污泥処分、その他全体の維持管理等に係る委託料など、合計 1,512 万 7,000 円を計上いたしました。15 節工事請負費 1 億 3,800 万円は、大里町、薬谷町の整備予定区域約 3.5 ヘクタールに要する費用でございます。

258 ページをお開き願います。上段の 22 節補償、補填及び賠償金 1,200 万円は、下水道工事に伴い支障となる上水道管の移設補償費を見込みました。

2 款公債費につきましては、公共下水道建設事業債ほかの元金と利子を合わせて 6 億 6,810 万 6,000 円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、249 ページにお戻り願います。第 2 表は地方債でございます。地方債を起す事業はごらの 4 事業で、限度額を合計 2 億 6,690 万円とするものでございます。起債及び償還の方法等につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんをお願いします。

議案第 34 号は以上でございます。

続きまして、議案第 35 号は、平成 28 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

265 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 3 億 4,415 万円とするも

のでございます。第2条で地方債を、第3条は一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めてございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、271ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金3万6,000円は、滞納繰越分でございます。

1段飛ばしまして、2款1項1目農業集落排水使用量は、昨年までの実績に基づく平均汚水量を算定し、8,854万1,000円といたしました。

2段飛びまして、4款1項1目一般会計繰入金は、2億4,323万9,000円を計上いたしました。

最下段の4款2項1目基金繰入金として、農業集落排水事業債償還基金繰入金に694万7,000円を見込んでおります。

272ページをお開き願います。下から2段目の7款1項市債は、「地方公営企業法」適用に要する経費として農業集落排水事業債に160万円を計上いたしました。

273ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費は、総額1億5,814万4,000円といたしました。このうち最下段右側の13節委託料には、汚泥処分委託料に1,209万6,000円を、次ページの説明の欄2行目の市内9カ所の処理施設保守点検業務委託料として4,497万2,000円を、4行目の地方公営企業法適用支援業務委託料169万8,000円などを計上しております。15節工事請負費の500万円は、農集排地区の維持補修工事に要する費用でございます。

275ページをごらん願います。2款公債費につきましては、農業集落排水事業債の元金と利子を合わせまして1億8,300万6,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、268ページにお戻り願います。第2表は地方債でございます。地方債を起こす事業は農業集落排水事業で、限度額を合計160万円とするものでございます。起債及び償還の方法につきましては、表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんお願いします。

議案第35号は以上でございます。

続きまして、議案第36号は、平成28年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算でございます。

283ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額を2億1,495万9,000円とするものでございます。第2条で地方債、第3条で一時借入金の借り入れ最高額を1,000万円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、289ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金は、本年度浄化槽整備区域を拡大したことにより、設置見込み件数を100基分とし、昨年度より609万円増の1,260万円といたしました。

2款1項1目の戸別合併処理浄化槽使用料は、平成27年度までの設置件数と平成28年度の新規予定件数を勘案し、3,413万1,000円といたしました。

1つ飛ばしまして、3款1項の国庫補助金は、浄化槽設置見込み件数を勘案し、3,029万7,

０００円を計上いたしました。

４款１項１目一般会計繰入金は、３、７１６万円といたしました。

２９０ページをお開き願います。７款市債は、戸別合併処理浄化槽設置整備事業債に、９、９２０万円を計上いたしました。

２９１ページをごらんください。歳出でございます。

１款１項１目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費は、総額１億８、９５４万８、０００円といたしました。このうち右側下段の１３節委託料でございますが、浄化槽新設に伴う測量設計の委託料及び既存浄化槽の維持管理費など、合計３、８０６万７、０００円を計上しております。

２９２ページをお開き願います。１５節工事請負費１億３、２４０万円は、新たな浄化槽設置基数１００基分でございます。

２款公債費につきましては、戸別合併処理浄化槽事業債の元金と利子を合わせて、２、４４１万１、０００円といたしました。

恐れ入りますが、２８６ページにお戻り願います。第２表は地方債でございます。地方債を起す事業は特定地域生活排水処理施設事業費で、限度額を、９、９２０万円とするものでございます。起債及び償還の方法等につきましては表記のとおりでございます。恐れ入りますが、後ほどごらんおき願います。

議案第３６号は以上でございます。

続きまして、議案第３７号は、平成２８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算でございます。

２９９ページをお開き願います。第１条で、歳入歳出予算の総額を２億７、４７２万２、０００円とするものでございます。第２条で地方債、第３条で一時借入金の借り入れ最高額を、５、０００万円と定めております。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、３０５ページをお開き願います。歳入でございます。

１款１項１目分担金は、新規加入３件分を見込み４６万１、０００円といたしました。

２款１項１目簡易水道使用量でございますが、使用水量の減に伴いまして、昨年度より１、０８０万円減の１億１、１９０万円といたしました。

３款１項１目一般会計繰入金は、設備の更新工事を起債等で対応するため、３３２万７、０００円減の１億４３３万３、０００円といたしました。

最下段の５款２項１目雑入でございますが、配水管等布設がえ補償費及び料金収納業務負担金として、１、２０１万２、０００円を計上しております。

３０６ページをお開き願います。６款市債でございます。１目簡易水道事業債に、２、０００万円、２目過疎対策事業債に、１、９００万円、合計３、９００万円といたしました。

３０７ページをごらん願います。歳出でございます。

１款１項１目一般管理費のうち１３節委託料１、４４３万５、０００円は、検針業務委託料、浄配水場等管理委託料の金額でございます。

３０８ページをお開き願います。下段の１款２項１目維持修繕費のうち１３節委託料１、４７５

万 7,000円は、水府、里美地区の浄水場保守点検委託料及び水質検査委託料等でございます。
15節工事請負費1,974万2,000円は、水府里美地区の浄水場の施設整備工事を計上するものでございます。

309ページをごらん願います。1款3項1目配管費のうち15節の工事請負費2,743万9,000円は、県道北茨城大子線及び奥久慈グリーンライン道路改良工事等の配水管布設がえ工事を行うものでございます。

1款4項1目給水費213万5,000円につきましては、水府地区のメーター器29個を交換するものでございます。

2款公債費でございますが、1目元金7,844万6,000円、2目利子1,710万6,000円の合計9,555万2,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、302ページにお戻り願います。第2表は地方債でございます。簡易水道事業費に2,000万円、過疎対策事業費に1,900万円の合計3,900万円を起債の限度額といたしました。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、恐れ入りますが、後ほどごらんおき願います。

新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案第38号及び議案第39号につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

初めに、議案第38号平成28年度常陸太田市水道事業会計予算について、別冊の常陸太田市公営企業会計予算書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量で、給水戸数1万8,428戸、年間総給水量484万7,297立方メートル、1日平均給水量にしますと1万3,280立方メートルとなります。主要な建設改良事業につきましては1億2,591万3,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款水道事業収益が12億7,934万7,000円でございます。これは対前年度比2.3%の減となります。

次に支出でございますが、第1款水道事業費用が12億7,031万8,000円でございます。対前年度比2.0%の減となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

4ページをお開きいただきます。

収入につきましては、第1款資本的収入が5,037万6,000円で、対前年度比23.5%の減となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出が4億5,696万7,000円で、対前年度比1

4. 3 %の減となっております。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りいただきまして、下から2 行目でございますが、中ほどの資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4 億6 5 9 万1, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金3 億9, 7 4 0 万7, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9 1 8 万4, 0 0 0 円で補填するものいたします。

4 ページをお開きいただきます。

第5 条は、債務負担行為でございます。上下水道業務システム賃貸借について2, 1 7 7 万2, 0 0 0 円、公営企業会計システム賃貸借について2 9 9 万6, 0 0 0 円、上下水道業務システム保守業務について1, 4 9 4 万7, 0 0 0 円を限度として、平成2 9 年度から平成3 2 年度までの債務の負担を行うものでございます。

第6 条は企業債の定めでございます。起債の目的は配水管整備事業で、限度額を3, 5 3 0 万円と定めます。

次のページに参りまして、第7 条は、一時借入金の限度額で5, 0 0 0 万円と定めます。

第8 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第9 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第1 0 条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は4, 0 8 3 万4, 0 0 0 円でございます。

第1 1 条は、棚卸資産購入限度額で1, 3 6 6 万4, 0 0 0 円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

3 6 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1 款1 項営業収益の1 目給水収益は1 万8, 4 2 8 戸、1 0 億6, 0 6 9 万7 0 0 0 円で、対前年度1, 7 4 9 万円の減を見込んでおります。

次のページに参りまして、2 項営業外収益2 目1 節の一般会計補助金でございますが、未給水地域解消事業の企業債利子相当額及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額並びに一般会計繰り出し基準に基づく繰入金など、トータル4, 0 8 3 万4, 0 0 0 円で、対前年度6 6 0 万7, 0 0 0 円の減でございます。3 目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却に合わせて順次収益化するものでございまして1 億2, 3 2 9 万円、対前年度7 0 0 万5, 0 0 0 円の減でございます。

恐れ入りますが、3 8 ページをお開きいただきます。支出でございます。

1 款1 項営業費用の1 目原水及び浄水費は2 億3, 1 0 0 万4, 0 0 0 円で1, 0 6 7 万4, 0 0 0 円の増となっております。これは瑞竜浄水場、内田浄水場、金砂郷地区の3 浄水場及び取水関連施設の維持管理費を計上したものでございます。主なものは人件費のほか、3 9 ページの1 0 節委託料6, 3 5 9 万6, 0 0 0 円、1 3 節の修繕費2, 7 3 4 万4, 0 0 0 円、1 4 節の動力費9, 9 5 0 万6, 0 0 0 円、1 5 節薬品費1, 5 1 4 万4, 0 0 0 円などでございます。

なお、委託料につきましては債務負担行為により議決をいただいている浄水場等管理委託に要

する経費 3,540 万円を予算化しております。

2 目配水及び給水費につきましては 1 億 5,557 万円で、対前年度 89 万円の減でございます。これは送配水ポンプ場配水管、量水器などの維持管理費用でございます。

恐れ入りますが、41 ページをごらんいただきたいと思います。

1 1 節委託料 3,042 万円、1 4 節の修繕費 3,529 万円、1 6 節の動力費 2,196 万 8,000 円などがございます。3 目総係費 1 億 2,173 万 2,000 円は、対前年度 401 万 2,000 円の増でございます。

これらの費用は管理的な経費を計上したもので、主なものとしては人件費のほか、43 ページをお開きいただきます。1 3 節委託料 2,156 万 8,000 円、1 5 節賃借料 770 万 4,000 円などがございます。

44 ページをお開き願います。4 目減価償却費でございますが、5 億 6,502 万 2,000 円で、前年度より 2,564 万 1,000 円の減でございます。2 項営業外費用につきましては 1 億 7,893 万 2,000 円、対前年度 600 万 8,000 円の減でございます。これは主に 1 目の支払利息及び企業債取り扱い諸費が減額となったことによるものでございます。

次に、46 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款 1 項 1 目企業債については、資本的支出の財源として 3,530 万円を借り入れるものでございます。

47 ページに参りまして、支出でございますが、1 款 1 項 1 目の上水道拡張費 753 万 2,000 円、対前年度 3,852 万 4,000 円の減でございます。配水管の設置工事や茅根取水場の用地造成に係る経費を計上しております。2 目上水道改良費 1 億 1,624 万 9,000 円は、対前年度 464 万 8,000 円の減でございます。1 節工事費でございますが、単独事業 5 路線、下水道事業関連 5 路線、建設課事業関連 3 路線、県工事関連 1 路線の合計 14 路線の配水管布設がえ工事のほか、老朽化した遠方監視設備の更新工事などを予算化しております。

48 ページをお開き願います。2 項 1 目企業債償還金 3 億 3,105 万 4,000 円は、対前年度 2,671 万 2,000 円の減でございます。

なお、7 ページから 35 ページまで予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第 39 号平成 28 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、49 ページをお開き願います。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。給水事業所数 4 社、年間総給量は 93 万 2,500 立方メートル、1 日平均給水量 2,555 立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、2,196 万 1,000 円を予定しております。

第 3 条は収益収入及び支出の予定額で、次のとおりと定めます。

収入につきましては、第 1 款工業用水道事業収益 9,625 万 4,000 円で、対前年度比 5.4%

の減となっております。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用9,094万7,000円で、対前年度比は3.8%の減となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

恐れ入りますが、50ページをお開き願います。収入につきましては、第1款資本的収入2,180万円で、対前年度比17.0%の減となります。支出につきましては、第1款資本的支出3,951万5,000円で、対前年度比17.6%の減でございます。

恐れ入りますが、49ページにお戻りいただきまして、下から2行目の中ほど、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,771万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金33万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,607万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、次のページに参りまして、1万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129万2,000円で補填するものいたします。

第5条は企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設更新事業で、限度額を2,180万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額で1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第9条は他会計からの補助金で、補助を受ける金額は1,934万円とするものでございます。

予算の内容につきまして、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、飛びまして81ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目給水収益は5,220万2,000円で、対前年度659万7,000円の増額を見込みました。これは金砂郷工業用水道事業におきまして、昨年度、年度途中の7月1日から給水している木質バイオマス発電事業所が12カ月間給水すること、また、これまでの実績等によりまして超過料金を計上したことによるものでございます。2項営業外収益の2目他会計補助金は1,934万円で、616万円の減でございます。なお、補助金の使途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。3目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却に合わせて順次収益化するものでございまして、1,171万6,000円でございます。

82ページをお開き願います。4目雑収益においては、経営経費負担金など1,297万3,000円を計上しております。

83ページでございますが、支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費2,751万5,000円は、浄水場などの維持管理のための経費を計上したもので、対前年度133万1,000円の増でございます。主なものは5節委託料870万8,000円、8節修繕費477万5,000円、9節動力費593万3,000円などでございます。

恐れ入りますが、８４ページをお開き願います。２目配水及び給水費９００万４、０００円につきましては、宮の郷工業用水配水池に係る管理経費を計上したものでございます。３目総係費は２、３１０万３、０００円で、対前年度１０２万１、０００円の増でございます。この経費は人件費などの管理的な経費を計上したものでございます。

８５ページに参りまして、４目減価償却費２、５０５万４、０００円は、対前年度３４万４、０００円の減となっております。

８７ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、１款１項１目の企業債につきましては、資本的支出の財源として２、１８０万円を借り入れるものでございます。

８８ページをお開き願います。支出でございます。１款１項１目工業用水道改良費については、高貫浄水場及び宮の郷配水池の設備更新工事２、１９６万１、０００円を計上しております。２項１目企業債償還金１、７５５万４、０００円は、借入額の一部が償還満期を迎えたため、対前年度７８５万７、０００円の減となっております。

なお、５３ページから８０ページまで予算に関する説明書がございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、３月７日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時１９分散会